国内募集型企画旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第１２条の４で定める「取引条件説明書面」及び同法第１２条の５で定める「契約書面」の一部です。お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。

１．募集型企画旅行契約
（１）この旅行は、株式会社明光ネットワークジャパン（以下「当社」といいます）が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。
（２）契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする「最終日程表」と称する確定書面（以下「最終日程表」といいます）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。
（３）当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

２．旅行の申込みと契約成立の時期
所属スクール（当社および当社のフランチャイジーが運営するサッカースクールをいいます）にてお渡しするお申込書に必要事項を記載の上、スクールスタッフに提出し、当社が参加を承認したとき、または、会員サイトよりお申込みいただいたのに対して、会員サイトより受付完了のメールが発信されたときに旅行契約の成立となります。

３．ウェイティングの取扱いについての特約
（１）お申込みの時点で満席、満室その他の事由により契約の締結の承諾が直ちにできない場合において、お客様が引き続き契約を希望されるときは、当社は、契約締結の承諾をお待ちいただける期限（以下「期限」といいます）をお客様と確認のうえ、契約待機中（以下「ウェイティング」といいます）のお客様として登録を受け付けることがあります。
（２）ウェイティングの登録の時点では旅行契約は成立しておらず、また、当社が、将来的に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
（３）第１４項に定める取消料発生期間の間に繰り上がり、その後お取り消しとなった場合には所定の取消料を申し受けます。

４．申込み条件
（１）未成年者が参加する場合、原則として、法定代理人（親権者等）の同意が必要となります。なお、親権者がお申込みをすることによって、親権者の同意があったものとします。
（２）ご参加にあたって特定の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、お申込みをお断りすることがあります。
（３）健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方とその他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
（４）前号のお申出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。そのために、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
（５）前号に基づきお申出に応じる場合、当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様のご負担となります。
（６）お客様のご都合による別行動は原則としてできません。
（７）お客様のご都合により、旅行の行程から離脱（離団）する場合には、その旨及び復帰の予定日時について添乗員又は係員にご連絡ください。無断で離脱された場合、当社は当該離脱中の損害につき特別補償責任は負いません。
（８）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
（９）当社は、お客様が次の①から③のいずれかに該当する場合は、お申込みをお断りすることがあります。
①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
（１０）その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

５．最終日程表のお渡し
当社は、旅行日程、主要な利用運送・宿泊機関等に関する確定した旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した「最終日程表」を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様に交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって７日目に当たる日以降に契約のお申込みがなされた場合には、旅行開始日当日までに交付します。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明します。

６．旅行代金及び支払方法
（１）「旅行代金」は、旅行開始日の年齢によります。詳細はパンフレットに定めます。
（２）「旅行代金」は第１４項の「取消料」及び第２３項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。
（３）お月謝と合わせて口座引き落とし、もしくはコンビニ払込票にてお支払いいただきます。引き落とし日については、パンフレットに記載いたします。

７．旅行代金に含まれるもの
（１）パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示した次に掲げるもの。
①運送機関の運賃・料金（注釈のない限り航空機はエコノミークラス、鉄道は普通席）

②宿泊、食事の料金及びサービス料金・税
③旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金
④添乗員及び引率者が同行するコースの添乗員・引率者経費等
⑤その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用
（２）本項（１）の代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

８．旅行代金に含まれない主なもの
第７項のほか、次に掲げるもの（その一部を例示します）。
①空港施設使用料（空港により必要な場合）
②超過手荷物料金（規定の重量、寸法、個数を超える分について）
③旅行日程に含まれていない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電話料等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金・税
④「お客様負担」等旅行代金に含まれていない旨を明示した観光に伴う入場料金等
⑤希望者のみが参加されるオプショナルツアー等の料金

９．契約内容の変更
（１）当社は、契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更することがあります。
（２）前号の場合、当社は、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明します。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

１０．旅行代金の額の変更
（１）利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１５日目にあたる日より前にお客様に通知します。
（２）前項（１）の契約内容の変更に伴い、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合は、当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと（以下「オーバーブッキング=過剰予約受付」といいます）による変更の場合を除き、当社はその変更に伴う費用の差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。
（３）前号の規定にかかわらず、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
（４）運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、旅行代金の額を変更します。

１１．お客様の交替
（１）お客様は、あらかじめ当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。
この場合、所定の金額の手数料をお支払いいただきます。
（２）契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じるものとし、運送・宿泊機関等の空席・空室状況、適用規則、その他やむを得ない事由により予約や氏名変更ができないときは、お客様の交替をお断りすることがあります。

１２．お客様からの契約の解除（旅行開始前）
（１）お客様は、いつでも第１４項に定める取消料を当社に支払って契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付は、お申込みをされた所属スクールまたは本部旅行課の営業時間内とします。（営業時間終了後に着信した、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。
（２）お客様は、次に掲げる場合は、本項（１）の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
①当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第２３項の表の左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
②天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
③当社がお客様に対し、第５項の期日までに、「最終日程表」を交付しなかったとき。
④当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

１３．当社からの契約の解除（旅行開始前）
（１）当社は、次に掲げる場合、お客様に理由を説明して契約を解除することがあります。
①お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって１３日目（日帰り旅行は３日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
⑧お客様が第４項（９）①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
（２）当社は、本項（１）により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（又は申込金）の全額をお客様に払い戻します。但し、契約の解除により当社に損害が生じたときは、お客様にその賠償を求めることがあります。

１４．取消料（お客様からの契約の解除）契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お１人様につき以下表１に定める取消料をいただきます。

表1

契約解除の日	取消料（おひとり様）
1）旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては11日目）	無料
2）旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20日目にあたる日から8日までの解除（日帰り旅行にあっては10日目）	旅行代金の20%
3）旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7日目にあたる日から2日前までの解除	旅行代金の30%
4）旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5）当日の解除（6を除く）	旅行代金の50%
6）旅行開始後（注1）の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

（注１）「旅行開始後」とは、当社旅行業約款別紙特別補償規程第２条第３項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。「無連絡不参加」とは、お客様が「最終日程表」にしたがった最初の旅行サービスを受けることができる時刻（集合時刻）までに当社に連絡なく旅行サービスを受けなかったことをいいます。

１５．お客様からの契約の解除（旅行開始後）
（１）お客様のご都合により、途中で契約を解除又は離脱（離団）された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。
（２）お客様は、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第１２項（１）の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、受領できなくなった部分の契約を解除することができます。
（３）前号の場合、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領できなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

１６．当社からの契約の解除（旅行開始後）
（１）当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して契約の一部を解除することがあります。
①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由　が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
④お客様が第４項（９）①から③のいずれかに該当することが判明したとき。
（２）当社が前号の規定に基づき契約の解除をしたときは、お客様と当社との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務の履行は完了します。
（３）前号の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。
（４）当社は、本項（１）①及び③の規定により契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、出発地に戻るための必要な手配をします。この場合に要する一切の費用はお客様の負担となります。

１７．旅行代金の払戻し
（１）当社は、第１０項の規定による旅行代金の減額又は第１２項から第１６項までの規定による契約の解除によってお客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して３０日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
（２）前号の場合において、旅行代金の引き落とし日が旅行開始日以降となる場合には、旅行代金と払い戻すべき金額の差額を請求します。

１８．旅程管理
（１）当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。
①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められる場合は、契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けるために必要な措置を講ずること。
②前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
（２）当社によってあらかじめ必要なクーポン類をお渡しし、かつ、旅程管理を行わない旨を明示しているときは、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

１９．添乗員等
（１）添乗員等の同行の有無はホームページ・パンフレット等に記載いたします。
（２）当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行のために必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を、添乗員及びその他同行者、旅行先の現地係員に行わせることとします。
（３）添乗員及びその他同行者の業務は原則として、8時から２０時までといたします。

２０．保護措置
（１）当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。
（２）前号において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は、当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

２１．当社の損害賠償責任
（１）当社は、契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます）が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、損害発生の翌日から２年以内に当社に対して通知があったときに限り、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害は、損害発生の翌日から１４日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様１名につき１５万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
（２）お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送･宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

２２．特別補償責任
（１）当社は、前項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、お客様１名につき死亡補償金として１，５００万円、入院見舞金として入院日数により２万円～２０万円、通院見舞金として通院日数が３日以上になったときは１万円～５万円、携帯品に係る損害補償金（お客様１名につき１５万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は１０万円）を支払います。
（２）当社は前号の規定にかかわらず、貴重品（現金、有価証券、宝石類、貴金属類等）、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳（通帳及び現金引出し用カードを含む）、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ（SD カード、DVD、USB 等）、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他約款の別紙「特別補償規程」第１８条第２項に定める品目については補償しません。
（３）損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第２１条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にある第三者には、旅行同行者は含まれません。
（４）本項（１）の損害について当社が第２１項（１）の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき本項（１）の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
（５）当社は、お客様が次に掲げる事由により損害を被られた場合は補償金及び見舞金は支払いません。
①お客様の故意、疾病、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領の事故。
②旅行日程に含まれていない場合で、自由行動中の山岳登はん（登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他「特別補償規程 別表第１」に定めるいわゆる、「危険スポーツ」参加中の事故。
③その他「特別補償規程」第３条、第４条及び第５条に該当するとき。
（６）当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（オプショナルツアー）については、本体の旅行契約の一部として取り扱います（この場合、契約書面において当該オプショナルツアーには「旅行企画・実施 ●●トラベル株式会社」と明示します）。
（７）契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日（無手配日）については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはしません。なお、当社がこの特別補償規程に基づく保険金を支払う場合には、補償金または見舞金が保険会社より支払われることがあります。

２３．旅程保証責任
（１）当社は、本項の表２の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更補償金」を旅行終了日の翌日から起算して３０日以内に支払います。なお、お客様の同意を得て同等価値以上の品物又はサービスの提供とすることがあります。
（２）前号の規定にかかわらず、次の①～②で規定する変更の場合は、変更補償金を支払いません（「オーバーブッキング＝過剰予約受付」が原因の場合を除きます）。
①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によるない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置としての変更。
②第１２項から第１６項までの規定による契約が解除された部分に係る変更。
（３）当社が１つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に１５％を乗じた額をもって限度とします。また、お客様１名に対して支払うべき変更補償金の額が１，０００円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
（４）当社が本項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について第２１項の規定に基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は、支払い済みの変更補償金の額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

表2

当社が変更補償金を支払う変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前（注1）	旅行開始後（注1）
①契約書面(注2)（会員サイト、パンフレット、確定書面のこと。以下すべて契約書面）に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面(注2)に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面(注2)に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）(注3)	1.0	2.0
④契約書面(注2)に記載した運送機関の種類又は会社名の変更(注3,4,5)	1.0	2.0
⑤契約書面(注2)に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面(注2)に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更(注5)	1.0	2.0
⑦契約書面(注2)に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(注5)	1.0	2.0
⑧契約書面(注2)に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更(注6)	1.0	2.0
⑨上記に掲げる変更のうち契約書面(注2)のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

表２について
（注１）「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
（注２）「最終日程表」（確定書面）が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と「最終日程表」の記載内容との間又は「最終日程表」の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変

更につき１件として取り扱います。
（注３）③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、１泊につき１件として取り扱います。
（注４）④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
（注５）④又は⑥若しくは⑦に掲げる変更が１乗車船等又は１泊の中で複数生じた場合であっても、１乗車船等又は１泊につき１件として取り扱います。
（注６）⑧に掲げる変更については、①から⑦までの率を適用せず、⑧によります。
（注７）旅行サービスの提供を受けた日時及び順序の変更は「変更」に含まれません。

２４．お客様の責任
（１）お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
（２）お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
（３）お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

２５．事故等の申し出
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに「最終日程表」等でお知らせする「連絡先」にご連絡ください（連絡できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご連絡ください）。

２６．個人情報の取扱い
（１）当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送･宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
（２）旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報を、電子的方法等で土産物店等の事業者に提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてお客様にご同意いただきます。
（３）当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社については、当社（TEL：０３－５３３２－６３１８）にお問い合わせいただくか、当社ホームページ（https://www.meikonet.co.jp/ja/privacy.html）にてご確認ください。

２７．旅行条件・旅行代金の基準期日
本旅行条件及び旅行代金の基準日は、２０２１年４月２０日となります。